平成２１年（フ）第５７４５号
大阪府大東市津の辺町７番33号
破産者　Ａｕｔｏ　Ｇａｌｌａｎｔｙこと　東郷　誠司
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８３５号
大阪府豊中市東豊中町４丁目１番22号
破産者　橋本　和之
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５８５０号
大阪市西淀川区出来島３丁目３番２―1406号
破産者　北田工業こと　北田三千廣
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５９９２号
大阪府交野市神宮寺２丁目25番６号、前住所大阪府枚方市山之上西町12番28号
破産者　小岡　　等
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２１７号
大阪市住吉区苅田９丁目16番21―1312号
破産者　岩本　勝昭
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２３３号
大阪市大正区南恩加島２丁目６番17号　ＪＭマンション202号
破産者　浦部　　香
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６３１７号
大阪府羽曳野市羽曳が丘４丁目15番18号
破産者　陽　俊二郎
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１１１３号
堺市西区上363―４、開始決定時の住所堺市西区上532番地、前住所堺市西区鳳西町１―68―13　レオパレスプレンティ鳳307号
破産者　中西　　康
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０６４号
大阪府富田林市錦織中１丁目３番８号
破産者　西田コーポレーションことダイドー青果こと　西田　和之
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０６８号
神戸市東灘区深江南町１丁目８番10号　ヴァンベール芦屋201号
破産者　前原　和久
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１８５号
神戸市垂水区本多聞５丁目１番156―101号、従前の住所神戸市東灘区御影中町１丁目９番３号
破産者　岩田　榮次
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第３２号
兵庫県加古川市平岡町新在家1363―１シティエステイト加古川101号、住民票上の住所兵庫県伊丹市昆陽泉町４丁目２番地の９
破産者　下江　洋志
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２０年（フ）第３３号
兵庫県加古川市平岡町新在家1363―１シティエステイト加古川101号、住民票上の住所兵庫県伊丹市昆陽泉町４丁目２番地の９
破産者　下江　春子
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２０年（フ）第１１８号
兵庫県宝塚市中山桜台４丁目22番10号、前住所兵庫県宝塚市中山五月台７丁目２番1120号
破産者　中山　幹雄
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２０年（フ）第８３４号
兵庫県尼崎市戸ノ内町３―32―14、住民票上の住所兵庫県神戸市灘区上野通７丁目６番15号
破産者　大迎　美香
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１３６号
兵庫県芦屋市呉川町３丁目９―301号、開始決定時の住所兵庫県西宮市段上町２丁目14番１―201号
破産者　中野とも子
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第４３８号
兵庫県西宮市上大市５丁目12番21号
破産者　西浄　憲彦
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第６６８号
大阪市淀川区三津屋中１丁目２番14号、前住所兵庫県尼崎市南塚口町３丁目10番１号
破産者　日置洋一郎
1　決定年月日　平成21年10月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係